

# フランスの原子力外交と欧州共通エネルギー政策の模索： 濃縮ウラン生産施設計画を中心に(1965-1974年)

黒田友哉<sup>(1)</sup>

## はじめに

原子力発電のような民生利用の原子力政策は、核兵器の製造というような軍事利用と切っても切れない関係にある。最近60年ほどの歴史を持つ核保有国であるフランスの場合、特にその傾向が強い。原子力燃料の中でも、(U235の割合を高めた)濃縮ウランは、濃縮の程度が3～5%であれば、通常の水(軽水)を減速材に使用する軽水炉などの通常のエネルギー利用に供される。一方、濃縮度が90%に達すれば、核兵器に使われうる物質である。したがって、濃縮ウラン製造は、その意味で軍事という国家主権と大きくかかわるものである。しかしながら、実は、ウラン濃縮は、平和のプロジェクトであり軍事面で大きな役割をNATOに譲ってきたヨーロッパ統合とも、密接に関連してきた<sup>(2)</sup>。その一つが、1950年代後半にはじめて交渉の議題となり、一旦中断した後、1960年代後半から本格化し、1970年代半ばに実現するヨーロッパ大での濃縮ウラン生産施設の建設プロジェ

---

(1) 本研究は、科研費研究番号18K01737「エネルギー革命と欧州統合の深化と拡大」の助成を受けた研究の成果の一部である。なお、拙稿には、この共同研究の研究代表者である中屋宏隆先生(南山大学)より貴重なコメントを頂戴した。

(2) EU, NATO, CE(欧州評議会, 欧州審議会)の協調体制を論じた「EU-NATO-CE体制」については、遠藤を参照。遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』(増補版)、(名古屋大学出版会, 2014年)

クトであった。本稿では、このテーマを、その推進役の一端を担ったフランスの動機と役割を中心に検討する。

著者が2020年に公表した *French energy policy and Europe* では、1955年から1965年までのプロセスを、原子力政策のみならず、石炭・石油などの化石燃料を含めたフランスのエネルギー政策をヨーロッパ統合政策と関連付けて分析した<sup>(3)</sup>。本稿では、その後の時代（1965-1974年）を中心に、フランスの原子力政策とヨーロッパ・オプションを検討する。ここでいうヨーロッパ・オプションとは、仏大統領ドゴールの推進した、他国との協力を排除し一国で独自に開発する「一国路線」ではなく、ヨーロッパ諸国との協調に基づく原子力政策の推進のことを指す。具体的には、統合欧州の加盟国にとどまらず、スペイン、スウェーデンといった加盟交渉も始まっていない未加盟国（スペインは1986年、スウェーデンは1995年に、それぞれ EC, EU に加盟）を内包した協力であった事業 Eurodif（ユーロディフ）を、それに対抗するプロジェクトであった URENCO（ウレンコ）と対比しつつ、関連付けながら、中心的分析対象とする。その際、背景として重要なのは、第一次石油危機（1973年開始）と EC の共通エネルギー政策の追求である。

2022年2月24日に勃発したウクライナ戦争<sup>(4)</sup>は、天然ガスの約4割をロシアからの輸入に依存する EU 諸国（特にドイツとイタリア）の脆弱性を露呈し、フランスのメディアなどで石油危機が、参照軸として引き合いに出されることもしばしばある。ウクライナ戦争は、石油・天然ガスなど資源などは短期的には経済制裁の対象に盛り込まれず、対口強硬論の立場

---

(3) Tomoya Kuroda, "French energy policy and Europe, 1955-1965" in 専修大学法学研究所紀要『政治学の諸問題 X』（2020年）

(4) 欧米での呼び名は、War in Ukraine, Ukraine War, Guerre en Ukraine などであり、それに倣って、ここでは、現在ロシアとウクライナの間で行われている戦争を「ウクライナ戦争」と呼ぶ。

から見れば、EUのエネルギー政策の脆弱性を露呈したかのようにもみえる<sup>(5)</sup>。実際、石油・天然ガスといった化石燃料の面でのEU加盟国の対口依存度はバラバラであるといつてよく<sup>(6)</sup>、その点でもEUのエネルギー政策は「共通」とはいえない。さらにいえば、共通通商政策や共通農業政策とは異なり、加盟国からEUに権限が完全に移譲されたという意味での共通エネルギー政策はいまだ実現していないというのが通説であると思われる。しかしながら、現行の基本条約たるリスボン条約では、EUのエネルギー政策(Union policy on Energy)の目的として、「連帯の精神(A spirit of solidarity)」(EU運営条約194条)がうたわれ、これは、EUの基本法にはじめてエネルギー政策が挿入されたという意味で「大躍進」の一つとして捉えられることもある<sup>(7)</sup>。また、EU加盟国の多くは、電力市場を自由化しており、加盟国で生産された電力が、他加盟国の消費者によって使用されることが可能になっている。これをEU自身が、「EU電力市場」と呼んでいる<sup>(8)</sup>。この「域内市場」は、1996年の電力指令にはじま

---

(5) なお、長期的には、欧州委員会は、2022年3月上旬に、2030年を目標に、ロシア産天然ガスへの依存の段階的脱却(フェーズアウト)を打ち出した。[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_1511](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1511) (2022年4月14日最終閲覧)その後、欧州委員長は、3月10-11日に開催されたヴェルサイユ欧州理事会(EU首脳会議)で2027年に目標年を前倒しした。

(6) <https://www.dw.com/en/russian-gas-edging-toward-extinction-in-europe/a-61077614> (2022年4月14日最終閲覧)2020年にEurostat(EU統計局)が発表した統計を参考にした*Deutsche Welle*の記事によれば、ドイツやイタリアのように依存度が高い国もあれば、フランス、スペイン、ルクセンブルクなどのように依存度がゼロに近い国もある。

(7) EUR-Lex-12012E194-EN-EUR-Lex (europa.eu) (2022年3月31日最終閲覧)このような肯定的な評価については、以下。Samuel R. Schubert, Johannes Pollak and Maren Kreutler, *Energy Policy of the European Union*, Palgrave Macmillan, 2016, p.126.

(8) [https://energy.ec.europa.eu/topics/markets-and-consumers/market-legislation/electricity-market-design\\_en](https://energy.ec.europa.eu/topics/markets-and-consumers/market-legislation/electricity-market-design_en) (2022年3月23日最終閲覧)

る一連の電力指令・規則<sup>(9)</sup>によって形成されてきたと考えるのが一般的である。域内エネルギー市場，エネルギー安全保障，気候変動を三つの主要分野に据えたりスポン条約ではじめて具体化されるまでのこのようなデファクトの共通エネルギー政策は<sup>(10)</sup>，第一次石油危機前後にどのように考案され，どの程度実現したのか，そのような大きな問いにも答えていきたい。

研究史について触れると，原子力関係の史料公開があまり進んでいないという事情を背景に先行研究があまりない分野である。しかし，原子力政策をふくめた1970年代前半の共通エネルギー政策の展開については，オランダの歴史家ベアーズが2015年に提出した博士論文がある<sup>(11)</sup>。この研究は，フランス，オランダ，ECの一次史料を渉猟し，国際環境，エネルギー市場，欧州統合との関連など，幅広い視野から同テーマを検討した稀有

---

(9) 指令 (directive) や規則 (regulation) は、「派生法」とよばれる EU 法制上の専門用語である。それらの概要については，庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』（岩波書店，2013年）を参照。

(10) エネルギー政策のこのような評価は，Wallace らのスタンダードな EU 政治のテキストに代表的にみられる。Helen Wallace, Mark A. Pollack, Christilla Roederer-Rynning, and Alasdair R. Young (eds.), *Policy-Making in the European Union*, Eighth ed, Oxford: Oxford University Press, 2020, Chapter 14. なお，ここでエネルギー安全保障は，「合理的な価格でのエネルギーへの十分なアクセス」(p.322.)とされている。気候変動とエネルギー政策の関連についての顕著な動きとして，EU の実行する「グリーンディール」が挙げられる。これは，2019年に発足したドイツ出身のウルズラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Leyen) 欧州委員長の主導によるものであるが，それ以前から脱炭素化などをふくむエネルギーシフトの動きは見られていた。このような動きに言及し，EU と加盟国各国の動きをジャーナリストが活写したものとして，以下。脇坂紀行『欧州のエネルギーシフト』（岩波書店，2012年）

(11) Marloes Beers, “The Oil Crisis, lever or barrier for the development of a common European energy policy? The energy policy of the European Community at the time of the first oil shock” Thèse pour obtenir le grade Docteur de l’Université de Cergy-Pontoise, soutenue le 8 janvier 2015.

の研究成果である。しかしながら、共通エネルギー政策の一環で推進された濃縮ウラン生産施設の政策過程については、なぜ Eurodif と URENCO が共存したのか、などの点がかならずしも明確に説明されていない。このような事情を鑑み、本稿では、ベアーズ論文を参照しながら、ベアーズの研究の補完を目指す。その際、ヨーロッパ大での濃縮ウラン生産施設建設の推進役となった欧州委員会での立役者たる化学者ジュール・ギュエロンの遺した史料など、一次史料の分析を行う。

最後に構成について述べておく。はじめに、濃縮ウランをめぐる動きやフランスのエネルギー政策の前史について概説する。次に、後半期ドゴール外交と原子力政策について検討し、ヨーロッパ政策がなぜ、いかに停滞したのかを考察する。その次に、共通エネルギー政策の青写真のいくつかを概観し、その中に濃縮ウラン施設建設プロジェクトが位置付けられ、プロジェクトが本格化していくさまを叙述する。そして、ドゴール退陣後に、後を襲ったポンピドゥーの考えにせまり、その特徴を描き出す。最後に、第四次中東戦争のさなか、勃発した第一次石油危機がもたらした Eurodif への影響を考察する。Eurodif と URENCO は、統合することなく、長らくヨーロッパ・オプションとして共存することになったが、その共存が形成された経緯について分析する。これらの分析・考察を踏まえ、本テーマの意義を最後に再検討し、結びとしたい。

## 1. 前史

1950年代半ばから1960年代半ばまでのフランスのエネルギー政策の変遷については、すでに拙稿で触れた。フランスが原子力開発を進めたのは、20世紀半ばからであるので、さらに遡り概説しておく<sup>(12)</sup>。

---

(12) 第1節の記述は、拙稿に補足説明を加えたものである。拙稿「フランスと原子力」渡邊啓貴・上原良子編著『フランスと世界』（法律文化社、2019年）

フランスの原子力政策の起源はいつに求められるだろうか。実際に政策として立案されていくのは米英などがマンハッタン計画という形で原爆開発を進めていた時期に、フランスで原子力庁（CEA）が設置された20世紀半ばだと考えられる。とはいえ、それ以前のフランスでの科学の発展との関係も軽視すべきではないだろう。放射線の単位となっている（アンリ・）ベクレルの19世紀末のウラン鉱から放出される放射線の発見は、その後の原子力開発の礎となったし、フランスで研究していたマリ・キュリーとその夫ピエール・キュリーは、ポロニウム、ラジウムという二つの放射性物質を発見したのである。

そのようなフランスでの科学の進展を土台に今日の原因大国が築かれる起点となったのは、第二次世界大戦末期の1944年のことである。対独レジスタンス（抵抗運動）のリーダーたるシャルル・ドゴールが1944年夏、軍事利用を視野にいれ、ラウル・ドートリとフレデリック・ジョリオ＝キュリーに原子力産業を起こすよう示唆した。それが同年秋に原子力庁として創設されるのである。ちなみに、マリ・キュリーとピエール・キュリーは、夫婦でノーベル賞を受賞したし、フレデリック・ジョリオ＝キュリーは、マリ・キュリーの娘婿であり、親子でノーベル賞を受賞したという意味でも、文字通り稀有な例であった。

当初共産党員であり平和主義者ジョリオが原子力庁の双頭体制のトップの一角を担ったこともあり<sup>(13)</sup>、原子力開発において平和利用の推進が主流であったが、それが変わっていくのは冷戦が進行し、50年にジョリオが解任されてからである。その後、フランスは核兵器開発にシフトしていくが、ドゴールの存在なしでも進んだことが一つの特徴だろう。時のピエール・マンデス＝フランス政権が計1250億フランという核兵器開発プログラ

---

(13) 原子力庁の機構面での性格(双頭制をふくむ)については、Laurence Scheinman, *Atomic Energy Policy in France under the Fourth Republic*, (Princeton: Princeton University Press, 1965), pp.14-19. を参照。

ムを打ち出したその背景には、前政権の国防大臣ルネ・プレヴァンのような「近い将来、核兵器を生産し配備する国だけが大国を自称することができるようになるだろう」という大国の地位の模索があった。

しかし、フランスが原子力開発を進める上で常に一国主義をとっていたわけではない。一国路線が築かれるのは、ドゴールが第五共和制の大統領になってからである。それ以前には仏政府はヨーロッパ・オプションを政策上の選択肢の一つとして検討していた。その具体化がユーラトム（欧州原子力共同体 EAEC の通称）である。ユーラトムは、欧州石炭鉄鋼共同体をともに形成していた西独、イタリア、ベネルクスとともにヨーロッパとしてのエネルギー自立をめざしたものである。技術的にはフランスは最も進んでいると自負していたが、ベルギー領コンゴに集中していたウラン資源や資金源としての西独との協力が期待されていたのであり、また54年夏の欧州防衛共同体（EDC）条約否決で勢いを失う欧州統合を再出発させたいという思惑もあった。

ただし、ユーラトムレベルでの濃縮ウラン施設の建設は、濃縮ウランが軍事転用される恐れから、西独などの反対によって頓挫した。独力での国土防衛を目指すドゴールが58年6月から首相になり権力に復帰してからは、フランス・イタリア・西独の間で交渉が行われていた核兵器開発も濃縮ウラン計画も立ち消えになり<sup>(14)</sup>、濃縮ウランも一国レベルで開発される。軍事工場が1964年にピエールラットに建設されるのである。

1960年代に核抑止体制は築かれ、軍事利用は顕在化していく。1960年に当時「植民地」であったアルジェリアのサハラ砂漠に位置したレガース

---

(14) この協力は参加三か国の頭文字をとって、FIG と呼ばれる。Georges-Henri Soutou, 《Les accords de 1957 et 1958 : vers une communauté stratégique et nucléaire entre la France, l'Allemagne et l'Italie?》 in Maurice Vaisse (dir.), *France et l'Atome*, Bruxelles : Bruylant, 1994, pp.123-162 ; 岩間陽子『核の一九六八年体制と西ドイツ』(有斐閣, 2021年) 89頁。

(Reggane) で初の核実験に成功すると、64年に戦略爆撃機ミラージュ IV が配備され、名実ともに核武装国となった。

軍事利用顕在化とともにこの時期の重要な変化は、エネルギー対外依存度の高まりであり、そこからの脱却を目指す動きが現れ始めたのが1960年代である。技術革新のため安価になった石油が中東などから輸入されるようになり、1960年代にエネルギー自給率は60%から漸減していくのである<sup>(15)</sup>。

1965年には PEON 委員会（原子力からの電気生産諮問委員会）が対外依存度の高さに警告を發し、それへの対応を提案していた。1969年の第二次報告でも、水を減速・冷却に使う軽水炉の大規模建設を提案している。このように1960年代には、すでにエネルギー多角化がその後の原発増加の大きな動機となっており、それを土台にして、1970年代には原発大国化への道が拓かれていくのである。次節以降ではその過程を検討する。

## 2. 後期ドゴール外交と原子力政策：ヨーロッパ政策の停滞

第2節では、後半期ドゴール外交とフランスの原子力政策について述べていく。

60年代後半にあたるこの時期には、フランスのヨーロッパ政策は「空席危機」により一端短期的に停滞したものの、ブリュッセル条約とも呼ばれた融合条約（merger treaty）によって、エネルギー面におけるヨーロッパ政策は新たな一步を踏み出した。エティエンヌ・イルシュの構想したような、石炭・石油・原子力政策の一体化が ECSC, EEC, ユーラトムという

---

(15) 石炭から石油へのエネルギーの転換などを含めたエネルギーをめぐる大変動はしばしば「エネルギー革命」と呼ばれる。この点について詳しく論じたものとして、小堀聡『日本のエネルギー革命』（名古屋大学出版会、2010年）。エネルギー革命の定義については、6頁を参照。



組織のそれぞれの超国家機構（それぞれ高等機関，EEC 委員会，ユーラトム委員会）の統合により部分的に実現したからである。しかし，その他の点では，エネルギー政策は各国ごとの違いが大きく，共通政策とよべるような一体性を持ったわけではなかった。そのために，70年代半ばには共通エネルギー政策の策定に向けた動きが生まれてくるのである。

その背景となるドゴール外交について概観しながら，このような融合条約がなぜ推進されたのか，振り返ってみよう。

空席危機と（執行機関の融合 Fusion der Exekutiven）のつながりについて述べていく。空席危機自体は，「ルクセンブルクの妥協（あるいは，アレンジメント arrangement）」とともに解決したが，空席危機の余波は，融合条約の行く末にも関係した。融合した EC 委員会は当然のようにその権限強化が伴い，そのトップが誰になるのが問題となったのである。欧州委員長をつとめたハルシュタインの継続には，フランスは反対した。後継者として考えられたのは，イタリアかベネルクスの政治家であった。イタリアは候補を出すことができず，オランダのマンズホルトは，フランスが好ましいとは考えなかった。結局，フランスが納得する候補となったのは，ベルギー出身のジャン・レイであった。ちなみに，ハルシュタインがのちにジャック・ドロール同様の影響力のあった欧州委員長として想起されることが多かったということに示されるように，ハルシュタイン委員会の継続放棄には，様々な噂が流れたという。それは，西ドイツ政府の閣僚入りかそれと同等の政治的地位が提示されているはずだというものであった。しかし，現実はそうではなく，ずっと後の1990年代半ばになって，ハルシュタイン委員会で欧州委員を務めていたフォンデアグレーベンは，失望したと回顧している<sup>(16)</sup>。

ちなみに，レイが第2代欧州委員長としてフランスに受け入れられたの

---

(16) Philip Bajon, *Europapolitik "am Abgrund"* (Franz Steiner Verlag, 2012) S.317-323.

には、ベルギーがフランスのジュニアパートナーであったことと無縁ではないと推測できる。

このように空席危機の打開とエネルギー政策上の進展は密接に関連していた。一方でより広いヨーロッパ国際政治の文脈に目を向けることも必要だろう。第一に、フランス外交自体が、西側陣営との関係強化にとどまらず、東側陣営との関係改善を視野にいたれた全方位外交に向かっていたことが指摘できる。1960年代半ばには、フランスの対米自立の傾向は強化されていた。中華人民共和国の承認と外交関係の樹立を1964年に行ったことは、西側の主要国の中ではイギリスに次ぐ早さであった<sup>(17)</sup>。また、1966年3月、NATOの統合軍事司令部からの離脱を記者会見で発表し、それに伴い、NATOの本部はパリからブリュッセルに移転した。同年9月には、ベトナム戦争批判としてカンボジアの首都でいわゆる「ブノンベン演説」を行い、第三世界の支持を集めた<sup>(18)</sup>。さらには、ブランドによる東方政策（Ostpolitik）と同様、デタント政策として解釈できる「東方外交」を行ったのであった。

西ドイツとは、アデナウアーとの間に、1963年にエリゼ条約を結び、「仏独枢軸（Or カップル）」を形成していたが、英米との関係により重きを置く自由（貿易）主義者エアハルト政権に代わり、仏独関係はやや低調にな

(17) フランスによる中国との国交樹立を、台湾問題を絡めて描いたものは以下。福田「中仏国交正常化（一九六四年）と「一つの中国」原則の形成：仏華断交と「唯一の合法政府」をめぐる交渉」『国際政治』163号（2011年）

(18) Pierre Journoud, *De Gaulle et le Vietnam*, Paris : Tallandier, 2011；鳥潟優子「ベトナム戦争批判とドゴール外交の現実—1966年9月「ブノンベン演説」をめぐる一考察—」『西洋史学』（2006年）

(19) ドゴール外交については、以下。Maurice Vaïsse. *La grandeur. Politique étrangère du général de Gaulle. 1958-1969*, Paris : Fayard, 1998；川嶋周一『戦後ヨーロッパ国際秩序と独仏関係』（創文社、2007年）。なお、エネルギー分野での独仏協議の開始については、中屋の論考が詳しい。中屋宏隆「1960年代西ドイツにおけるエネルギー転換と独仏エネルギー協議の開始」『南山経済研究』（2019年）

りつつあった<sup>(19)</sup>。そのような状況を背景に、フランスは、東欧、中国、第三世界に目が向くようになるのである。そして、エリゼ条約以前には、6か国の協力を目指していたことを背景に、加盟6か国による欧州協調に、ドゴールは回帰することを意識するようになっていたといえよう。

このようななか、エネルギー分野全体での進展は見られたものの、ヨーロッパレベルでの原子力政策は、停滞していた。

まず、ユーラトムの「危機 (crise)」が、草創期からこの時期まで続いているという状況があった。これは、メディアでも欧州委員会内部での認識でも、広く見られたものである。このユーラトムの「危機」は、1960年代半ば頃から出てきた表現であるが、仏高級紙ル・モンドの記事にも現れていたし<sup>(20)</sup>、ユーラトムの中核にいたギュエロンもそのような認識を共有していた<sup>(21)</sup>。

このような危機認識には、内実が備わっていたのだろうか。ユーラトムをめぐる動きを検討すると、様々な対立が内包されていたことが見てとれる。

第一に、ユーラトムという共同体内部での対立関係が顕在化していた。特に、ユーラトムとフランスの対立が顕著であった。ドゴールは、左派の社会党に属していたエティエンヌ・イルシュ第二代ユーラトム委員長の任期延長を認めず、ゴーリスト（ドゴール派）のシャトネを後継者とするこ

---

(20) 1969年10月31日の記事に危機という言葉が見つかる。https://www.lemonde.fr/archives/article/1969/10/31/m-theo-lefevre-s-il-y-a-une-crise-de-l-euratom-c-est-a-cause-du-general-de-gaulle\_2417875\_1819218.html (2022年4月1日最終閲覧)

なお、1961年7月5日の記事には、「緊張 (Tension)」という表現で、ユーラトムの抱える問題が描写されていた。Tension à l'Euratom (lemonde.fr) (2022年4月1日最終閲覧)

(21) HAEU, JG 103, CGRS, Bruxelles, 26.06.1968, Projet; Les réalisations d'Euratom. なお、ギュエロンは、1958-63年を「大きな危機 (La grande crise)」の時期とみなしていた。

とを決定したのである。このような党派対立に加えて、その後のユーラトムでも続いた問題は、原子力発電の経路をめぐるものであった。それは、「経路 (filière) をめぐる戦争」と呼ばれ、1969年にフランスが天然ウランを用いた経路を放棄したことにより、終結が宣言されたものであった<sup>(22)</sup>。具体的には、フランスの支持した天然ウランを用いたガス黒鉛法かイルシュなど委員会の支持した濃縮ウランを用いた軽水炉かという技術をめぐる対立であった。のちに見るように、フランスは軽水炉への転換を徐々に進めていたのであるが、その技術への確証が得られるまでは、天然ウランの経路を放棄しないという慎重な路線を維持していたのである。

第二に、仏独の路線対立があった。濃縮ウランを使った軽水炉という経路は、西独を含む五か国が支持するものであった。さらに、3共同体の融合後のエネルギー問題担当(1967-1973年)新欧州委員ハーファークンプはドイツの労働組合上がりで、左派政党の社会民主党 (SPD) に属していたこともあり、ドゴールやゴーストとは、イデオロギー面で大きな違いがあったのである<sup>(23)</sup>。

最後に、「公正な配分 (juste retour)」問題が厄介な障害となっていた。共同体加盟の6か国は、それぞれ、援助や注文を通じて拠出分を取り返そうとしていたのである。現在のEUでも純拠出国と純受取国が存在することはたしかであるが、加盟国は各々の国益の維持に必死で、ユーラトムは財政貢献をするべき対象としてみなされていなかったのである<sup>(24)</sup>。

---

(22) ユーロップ紙 (Europe) に、この問題が取り上げられた。Ressources de La guerre des filières-Événements historiques de la construction européenne (1945-2014) (cvce.eu) (2022年4月1日最終閲覧) またヨーロッパ統合の通史におけるこの問題についての叙述は、Marie-Thérèse Bitsch, *Histoire de la Construction européenne de 1945 à nos jours*, (Bruxels: Editions Complexe, 2008), p.157.

(23) ハーファークンプについては、鈴木均「日欧貿易摩擦の交渉史」遠藤乾・板橋拓己編著『複数のヨーロッパ』(北海道大学出版会, 2011年) 250-253頁。

(24) Bitsch, *op.cit.*, p.157.

### 3. ポンピドゥー流現実主義と「偉大さ」の模索？

#### 3-1 危機打開策としてのヨーロッパレベルでの濃縮ウラン施設建設

ユーラトムやユーラトムの枠外にとどまらない原子力協力が1960年代末から本格化していく契機には、「危機」が深まっているという状況があった。1968年6月、EC委員会の部局の一つでは、「突然死の脅威」<sup>(25)</sup>まで叫ばれるようになっていた。

一方で、濃縮ウラン施設建設を具体的に推進する基盤が整いつつあった。一つには、ウラン濃縮技術の確立があげられる。1966年には、まだ技術的な不安が残っていた。そのために、同年5月には、原子力分野での技術に関する仏ソ協力が結ばれたときは、「仏ソの連携は、人類によってなされた最も堂々たる総体を代表するだろう」<sup>(26)</sup>と高らかに仏ソ協力を謳い上げたのであった。しかし、1967年には、状況は大きく変化した。フランスは、一国での取り組みとして、南部ピエールラットで、濃縮ウラン製造のためガス拡散法の技術を確立するようになっていた。これをヨーロッパレベルで導入することが十分に現実的であると考えられるようになっていた。

さらには、1970年代の時代像として、歴史家ニール・ファーガソンらが呼ぶ「グローバルのショック (Shock of the Global)」という見方が近年影響力を増している状況がある。そのような経済面でのグローバル化のショックに対抗するため、共通産業政策策定への動きが強まっていた。やや単純化すれば、それは1967年に左派系週刊誌レクスプレスの編集長ジャン＝ジャック・セルヴァン・シュレベール(頭文字をとって、通称JJSS)によって書かれたベストセラーのタイトルでもある「アメリカの挑戦 (défi

(25) HAEU, JG 105, Le Conseil général pour la recherche Scientifique, Projet, Bruxelles, 26.06.1968.

(26) *DDF* 1956, tome I, No.352.

américain)」が懸案であった。また、「日本の挑戦」が背景であった。その対応の一つとして、それぞれの分野でヨーロッパの企業が世界市場での指導的地位を目指すヨーロッパ・チャンピオンの育成が目指されたのであった<sup>(27)</sup>。これは、ヨーロッパ統合を研究する歴史家ワルルゼの言葉を借りれば、経済面での目標として、共同体の生産力向上を図り、産業政策の面では、競争力を高める目的を持つという意味で強度な特徴を持つ経済思想である「新重商主義 (néomercantilisme)」の発露にあたる<sup>(28)</sup>。実際、ここには、非ヨーロッパ企業に対して、ヨーロッパ企業が優遇されるという意味での差別的措置も含まれていた。

さらには、欧州統合は、空席危機による一時的な停滞後、「再出発 (Relance européenne)」が求められていた。欧州防衛共同体条約のフランス国民議会での否決後に声高に叫ばれた「再出発」の再来である<sup>(29)</sup>。この運動の中で、エネルギーや産業政策の一部門としての原子力に目が付けられたのである。原子力協力によって困難な局面を打開したいという集団心理が少なからず見られたのである<sup>(30)</sup>。

そのような中、ドゴールの後を襲ったポンピドゥー大統領は、議長国であったオランダの (デン) ハーグでの首脳会議を立ち上げ、「完成・深化・拡大」の三位一体 (tryptique) のスローガンのもと、欧州統合の再活性化を図っていくのである。深化の一つとして、エネルギー協力が具体的に

(27) ヨーロピアン・チャンピオンという語の定義については、Laurent Warloutzet, *Europe contre Europe*, (Paris: CNRS Editions, 2022).

(28) Warloutzet, op.cit., p.26.

(29) 再出発という言葉は、1980年代半ばの単一欧州議定書の交渉過程からマーストリヒト条約に至るまでのプロセスを指す場合もある。

(30) もっともヨーロッパ・チャンピオン振興の試みは、必ずしも成功しなかったとワルルゼは論じている。そのような試みの大半は、結局中心国であったフランスや西ドイツの国家介入の度合いの強さが一因で、一国レベルのナショナルチャンピオンにとどまったとされる。その例外は、フランス南部トゥールーズに本部を置くヨーロッパレベルの航空機企業であるエアバスである。Warloutzet, op.cit, Ch. 7.

上げられ、濃縮ウラン生産施設の建設もポンピドゥーは首脳会議の場において提起した<sup>(31)</sup>。たしかに、これは最終コミュニケには具体化されず、そこでは「科学技術協力」の推進がうたわれたのみであった<sup>(32)</sup>。しかし、これを機に、公式に、フランスが主導する Eurodif のプロジェクトなどの濃縮ウランをヨーロッパが自前で生産する構想の具体化が、推進されていくのである。

### 3-2 Eurodif と URENCO：委員会の仲介とフランスの現実主義路線

同時期の欧州委員会では、Eurodif と URENCO（英独蘭）の両プロジェクトが同時に検討、交渉されていた。

まず1967年11月には、欧州委員会の政策文書で、濃縮ウラン生産施設建設が正式に提案された。遡れば、1950年代半ばに米アイゼンハワー政権の世界への濃縮ウラン大量供給によって棚上げされた計画が<sup>(33)</sup>、1965年頃から再検討されていた。「ある国（筆者註：フランス）がガス拡散法をマスターしたから、検討が可能になった」<sup>(34)</sup>とギユエロンは述べている。前述のように、フランスのピエールラットでの一国単位での研究が実を結んでおり、その技術に基づいて、ヨーロッパ諸国の協調による濃縮ウラン生産施設の建設が具体化することになったのである。しかしながら、この当

(31) Bernard Esambert, 《La politique industrielle de Georges Pompidou et l'Europe》, in Association Georges Pompidou, Georges Pompidou et l'Europe, Bruxelles : Editions Complexe, 1996, p.506.

(32) Ibid. なお、ハーグ会議についての資料としては、以下。Eric Bussière et Emile Willaert (dir.) *Un projet pour l'Europe: Georges Pompidou et la construction européenne*, Bruxelles : P.I.E. Peter Lang, 2000. 邦語では、拙稿「欧州統合の新段階」益田実・山本健編著『欧州統合史』（ミネルヴァ書房、2019年）と遠藤乾編『原典ヨーロッパ統合史』（名古屋大学出版会、2008年）。

(33) 拙稿「フランスとユーラトム」『日本 EU 学会年報』28号（2008年）。

(34) HAEU, JG 94, Communication de la Commission au Conseil, Strasbourg, 29.11.1967.



時から、西ドイツとオランダは、ガス拡散法ではなく、超遠心分離法の経路に関心を示しており、当時は EC に非加盟で域外国であったイギリスともコンタクトをとり始めていたのである。

問題は、二つの路線（経路）が存在するなか、いかに共同体として共同歩調を保つかということであった。

初期の頃の争点は、そもそも濃縮ウランを自前で生産するか、米英から輸入するかという点に注がれていた。1967年12月上旬の欧州委員会の政策文書においては、需要予測をめぐる対立が見られたのである。西独は、当面、アメリカからの輸入で十分とし、必ずしも、フランス主導の濃縮ウラン生産施設建設には前向きではなかった。一方、フランスは、アメリカと同レベルの価格で濃縮ウランを生産できると反論した。これには、ガス拡散法に自信を持つようになっていたこともあるだろう。イタリアは、フランス寄りの姿勢を示し、ヨーロッパ側の需要を満たすことができるかの保証（傍点筆者）<sup>(35)</sup>が重要とした。イタリアにとってみれば、保証のためには、需要量を大きく上回る供給が必要とされたのであり、やはりヨーロッパ自前の濃縮ウラン生産施設が必要ということが示唆されるのである。

さらには、「ヨーロッパ」にどこを含むかという問題をめぐっても、複数路線の存在が見られた。具体的には、EC の枠組みか、EC 非加盟のヨーロッパ諸国をふくめたヨーロッパの枠組みか、域外もふくめたグローバルな協力か（日本の参加も視野）という三つの路線が存在した。

もっとも大きな問題となったのは、イギリスとの関係であった。ふりかえれば、イギリスは50年代には、ECSC と連合協定を結んでおり、1960年代から二度加盟申請をしていた<sup>(36)</sup>。イギリスの加盟は「トロイの木馬」としてそれに強硬に反対するドゴール<sup>(37)</sup>を前に現実的な選択肢ではな

---

(35) Ibid.

(36) この点については、小川浩之「加盟国拡大と政治協力の起点」益田実・山本健編著『欧州統合史』（ミネルヴァ書房、2019年）。



かったものの、全く可能性がゼロというわけではなかった。ハーグサミットでの加盟交渉が既定路線になる前から、東方政策の推進にあたり西側との関係も同様に重視した西ドイツのブランド外相<sup>(38)</sup>など、イギリスと同問題をめぐって連携すべきとの立場を明らかにしていた。特に、当初は、ユーラトム条約103条に基づく協力の可能性を独蘭代表団は提起していたのである<sup>(39)</sup>。103条に基づけば、第三国、国際機関、第三国民との協定草案や契約は、条約の範囲にある限り、欧州委員会に通達する必要があるということであった。しかし、欧州委員会対外総局の立場は、イギリスと協力をするとなれば、共同体全体では困難というものであった。というのも、英が協力関係の拡大に消極的であり、当面独蘭との協力に限定する立場を示していたからであった<sup>(40)</sup>。その意味で、イギリスと協力するとなれば、共同体の分裂を招くというリスクも抱えていたのである。

このような状況の中、欧州委員会は、仲介役の役割を果たし、EurodifとURENCOの共存を許容することになった。ちなみに、URENCOは、Uranium Enrichment Companyの略称であり、オランダのアルメロで英独蘭3か国によって結ばれた1970年のアルメロ協定によって設立された会社で

---

(37) 川嶋周一「大西洋同盟の動揺とEECの定着 1958-1969年」遠藤編著、前掲書 168頁。

(38) 妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺』（晃洋書房、2011年）

(39) HAEU, JG 121, Note de la Commission de DG Recherche générale et technique, Bruxelles, 08.05.1968.

ユーラトム条約103条の条文原文は、“MEMBER STATES SHALL COMMUNICATE TO THE COMMISSION DRAFT AGREEMENTS OR CONTRACTS WITH A THIRD STATE, AN INTERNATIONAL ORGANISATION OR A NATIONAL OF A THIRD STATE TO THE EXTENT THAT SUCH AGREEMENTS OR CONTRACTS CONCERN MATTERS WITHIN THE PURVIEW OF THIS TREATY.”となっている。  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A11957A103>  
 (2022年4月5日最終閲覧)

(40) HAEU, EM 219?, Note à l'attention de M. Pauly, DG Relations extérieures, 08.01.1969.

ある。その意味で、ここでは URENCO と将来呼ばれるようになる事業について、URENCO と表現していくことになる。

この両プロジェクトの併存と不透明な方向性という状況下で、重要なのは、欧州委員会による政策文書が発表される。

将来の供給不足という予測を基に、濃縮ウラン生産施設建設の青信号をだすことになったのが、欧州委員会副委員長で科学・技術担当のフリッツ・ヘルヴィヒの手になる1969年4月に発表された政策文書（Communication）であった。ヘルヴィヒは、原子力分野の（共通）産業政策を模索しており、そのなかで、濃縮ウランについてのシミュレーションを公表した。それによれば、1980年には、500-800万分離作業単位（SWU）となり、英米からの輸入では西洋の需要が満たされないことになったのである<sup>(41)</sup>。そのようななか、濃縮ウラン生産施設建設は進んでいくのであり、その点で欧州委員会の仲介はきわめて重要である。

1960年代を終わらせ、1980年代前半まで続く「長い70年代」の転換点となったハーグ首脳会議では<sup>(42)</sup>、ポンピドゥーが濃縮ウラン計画を議論の際提起したことは前述した。ここでは、フランス国内の事情に少し触れておきたい。

フランス国内では、1969年1月27日に「共通エネルギー政策のための最初の方向性（*première orientation pour une politique énergétique communautaire*）」という文書が提示され、共通エネルギー政策の萌芽が共同体で見られたこともあり<sup>(43)</sup>、エネルギー分野を重点産業政策に位置付けることが既定路線となっていた。まずは、69年7月10日の記者会見で、ポ

---

(41) HAEU, JG 104, SEC (68) 1385, Communication de P. Hellwig, Bruxelles, 11.04.1969.

(42) 拙稿「欧州統合の新段階」参照。「長い70年代」は、具体的には、1969年～1984年頃を指す。統合史上は、長らく停滞の時期として捉えられてきたが、近年では、様々な試みがなされ、1980年代後半以降の EC/EU の発展の素地が築かれたとの解釈が増えている。

ンピドゥー大統領は、「エネルギー」分野を重要な進歩が見込まれる分野として、挙げた<sup>(44)</sup>。その背後には、ユーラトム枠外でのエネルギー協力の模索を決定した関連省庁横断的な組織たる省間委員会 (SGCI) の決定があった。そこでは、「イタリアや EEC 非加盟国とのコンタクトがとられるべき」とされたのである<sup>(45)</sup>。

### 3-3 Eurodif と URENCO の共存の定着

その後、Eurodif と URENCO は結局、長期にわたり共存することになったが、ここでは、共存が定着していく過程を検討する。

当時、フランスは、ガス拡散法に固執し続けていた。というのも、フランスは、超遠心分離は技術的に難しいとの判断をしていたからである。また、原子力政策を管轄するフランスの原子力庁 (Commissariat à l'énergie atomique : CEA) が Eurodif のイニシアティブをとっていたことも大きい。

一方で、独蘭英は、URENCO の既成事実化を粛々と進めていった。1970年にアルメロ協定が結ばれたのち、71年に会社が実際に設立されていくのである。そして、Eurodif には、英独蘭も当初加入していたのであるが、これら参加国が次々と離脱していく。独の Eurodif 離脱は、73年5月10日に起きたが、これは、英蘭に続いたものである。これら三か国は、Eurodif の第二フェーズへの資金提供を拒否<sup>(46)</sup>したのである。これを以て、Eurodif と URENCO の共存は現実のものとなった。

---

(43) Alain Beltrain, 《La question énergétique en France de 1960 à 1974 : dépendance, crise et rôle de l'Etat》, in Eric Bussière (dir.) Georges Pompidou face à la mutation économique de l'Occident 1969-1974, Paris : Presses universitaires de France, 2003, p.192.

(44) Extrait d'une conférence de presse tenue par Georges Pompidou, 10.07.1979, cité in Bussière et Willaert, 2010, p.149.

(45) AN, AG3, Relevé de décisions du Conseil interministériel du jeudi 13 novembre 1969, Paris, 19.11.1969.

(46) DDF 1973, tome II, No.18.

ここには、当時のアメリカ外交においてキーマンであったキッシンジャー大統領安全保障補佐官の「欧州の年」演説を契機とする米欧関係の軋みもたらした影響もあったと考えられる。1973年4月下旬、キッシンジャーは、ニューヨークのウォルドルフ・アストリア・ホテルで、73年を「欧州の年」と名付けた（日本を含めた）大西洋関係の再構築に関わる演説を行った。米欧関係史の大家たるシュウォーツによれば、キッシンジャーは、「新大西洋憲章」と自ら名付けたこの演説を、アメリカの戦後同盟の連帯を再確認し、統合に向かっていくヨーロッパがアメリカに対抗することを防ぐ目的で、真剣に行っていたとされる<sup>(47)</sup>。しかし、そこでの「アメリカはグローバルな利害・責任を持つ一方、ヨーロッパは地域的な利害を持つ」という趣旨の発言は、ヨーロッパ側、特にフランスの指導者の反感を招いたことはよく知られている。フランスのジョベール外相、ポンピドゥー大統領などはアメリカの態度を快く思わず、短期的には米仏関係の悪化を招いた<sup>(48)</sup>。さらに、ポンピドゥー大統領は、日本を引き込むこのキッシンジャー構想に対しても、日本の重要性を認めつつも、「日本は非常に遠い国」と漏らしたという<sup>(49)</sup>。また、当初、ブランド政権の右腕パールを筆頭に、西ドイツには、在欧米軍の削減を手段に経済問題や防衛問題での譲歩を迫ってくるのではないかというおそれがあったという<sup>(50)</sup>。

(47) Thomas Alan Schwartz, *Henry Kissinger and American Power: A Political Biography*, New York: Hill and Wang, 2020, p.217.

(48) Pierre Melandri, 《Une relation très spéciale: La France, les Etats-Unis et l'année de l'Europe, 1973-1974》, in Association Georges Pompidou, *Georges Pompidou et l'Europe*, Bruxelles: Editions Complexe, 1993, pp.89-131.

なお、フランス側の詳細な反応については、合六。合六強「冷戦変容期における大西洋同盟、一九七二-七四年—NATO宣言を巡る米仏の動きを中心に—」『国際政治』164号（2011年）。

(49) 山本健『『ヨーロッパの年』の日欧関係、1973-74年』『日本EU学会年報』32号（2012年）162頁。

(50) 妹尾哲志『冷戦変容期の独米関係と西ドイツ外交』（晃洋書房、2022年）、130頁

このように、「欧州の年」演説は、短期的には仏独などの EC 中心国の政界において対米不信をもたらした。それが統合欧州の結束につながり、濃縮ウラン問題にもそれが波及したと考えられるのである。

なお、濃縮ウラン生産を除いた仏米の原子力政策の点では、米仏対立と呼ぶよりも、協調の側面が強調されるべきだろう。フランスを代表するアメリカ史の研究者メランドリによれば、アメリカでの民主党から共和党への政権交代とデタント（緊張緩和）が仏米の接近を可能にしたのであり、1973年の仏米原子力合意は、ウルトラシークレットレベルで、それまでのアメリカの政策を180度転換して、核兵器に関わる米から仏への軍事援助の提案したものであった。この秘密合意は、核兵器の小型化(miniaturisation)、MIRV、SLBM、核弾頭の「強化 (durcissement)」などの軍事技術についてであり、濃縮ウランについては対象外であったとされている<sup>(51)</sup>。

#### 4. 共通エネルギー政策の模索と

##### 濃縮ウラン施設建設プロジェクトの本格化

すでに共通エネルギー政策に向けた動きは、1960年代から見られていた。それが段階的に具体化していくのが、1970年代半ばまでの時期である。1974年9月、エネルギー閣僚理事会での決議採択がなされ、合理的消費、原子力の発展、固体燃料 (solid fuels) への依存、供給の多様化、技術発展、環境保護といった分野における共通エネルギー政策の必要性が訴えられたのである<sup>(52)</sup>。本節では、特に原子力の発展という点に注目し、この共通エネルギー政策策定への動きと濃縮ウラン生産計画の関連を中心に簡単に考察していく。

(51) Pierre Melandri, 《Aux origines de la coopération nucléaire franco-américaine》, in Vaisse, *France et l'Atome*, pp.235-255.

(52) Schubert, Pollak and Kreutler, op.cit., p.101.

本格的な出来事となるのは、1968年の共通エネルギー政策に向けた文書の作成である。安定して安いエネルギーの供給の保障 (*sécurité d'approvisionnement*) を目的とした共通エネルギー政策は、68年12月18日に提案されている。今日の言葉でいう「エネルギー安全保障」の確保を目指す動きが共同体で生まれてくるのである。そこには、EC 諸国の石油への対外(主に中東への)依存など、エネルギー自給率の問題があった<sup>(53)</sup>。

その中で濃縮ウラン生産施設を長期的な計画の中で建設する計画が検討される。1969年5月の欧州委員会の政策文書では、「ガス拡散法は、すでに証明されたテクノロジー (*technologie éprouvée*) で、(筆者註：フランスが独自に開発し、稼働している) ピエールラットに用いられている。一方で、超遠心分離法は、いまだに開発途上であるが、開発の潜在能力の点で重要であるとされた。これら二つのプロジェクトは、「不整合ではまったくなく、補完的 (*nullement incompatibles et ont des caractéristiques complémentaires*) である」と述べられたのであった<sup>(54)</sup>。つまり、共通エネルギー政策の目標の一つであるエネルギー安全保障の確保のためには、ガス拡散法と超遠心分離法というこの二つの技術を並行して開発することが重要であると考えられたのである。ガス拡散法も、まだ実用化されてから日が浅いことも、もう一つの技術を排除しないことへとつながったのであろう。

ここで、両者の技術の違いについて、簡潔にふれておく。ガス拡散法は、圧縮機により加圧した気体状の六フッ化ウラン (UF<sub>6</sub>) の速い流れを容器に導き、そこで多孔質膜を繰り返し通過させることによって濃縮する方法である。一方の遠心分離法であるが、数千台から数万台の遠心分離機を用いるものである。各遠心分離機の円柱状の回転胴を毎分数万回回転させた

---

(53) HAEU, EM219, COM (69) 387 Final, Approvisionnement a long terme en uranium enrichi, Bruxelles, le 22 mai 1969.

(54) Ibid.

ときに中央部に集まる濃縮ウランを得るが、一つ一つの遠心分離機から得られる濃縮ウランは少なく、数多くの遠心分離機を用いることにより、必要な量・濃度の濃縮ウランを得るというものである<sup>(55)</sup>。

さらに、「共通エネルギー政策に向けた最初の方向性」は、1971年3月23日、欧州議会でもエネルギー担当欧州委員のハーファーキャンプの演説によっても提案された。その時、調査報告者(Rapporteur)は、濃縮ウラン製造施設についても言及していた。その後、共通エネルギー政策と濃縮ウラン生産施設の関連が、必ずしも明示的に言及されなかったものの、それが否定されることも同様になかった。その点では、共通エネルギー政策の中に、濃縮ウラン生産施設計画が位置付けられていたと考えることができる。

さらに言及しておきたいのは、ここに日本の関与も検討されていたことである。田中角栄首相が行なった1973年9月末から10月にかけての訪欧の際には、Eurodifで生産された濃縮ウランを購入する計画についても意見交換がなされた<sup>(56)</sup>。その後、同年11月には、日本の外務省とフランス外務省のコンタクトがとられていた。外交ルートでEurodifについての情報提供を日本側は求めたのである<sup>(57)</sup>。そもそも1972年9月22日には、日仏原子力協定が結ばれており、日仏二国間協力が背景にあったこともあるが、それにとどまらないマルチラテラルなヨーロッパでの濃縮ウランプロジェ

---

(55) 吉岡齊『新版 原子力の社会史：その日本的展開』（朝日選書、2011年）138-139頁。本書は、日本の原子力政策や社会史を主要テーマにしているが、国内外の原子力の技術的側面についても紙幅を割いて概説している点で、有用である。なお、1970年代には、この二つの方法が濃縮ウラン生産の基本的な方法であった。

(56) 外務省の公刊する外交青書の1973年版の中でもこの点がふれられている。  
<https://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/1973/1973-3-1.htm> (2022年4月6日最終閲覧)

(57) MAE, DE-CE, 940, Télégramme nos 2186-90 à l'arrivée de Tokyo, le 20 novembre 1973.

クトに日本が参加する計画まで検討されていたのである。ここに、Eurodifの外部に開かれたグローバルな性質や柔軟性が見てとれる。

## 5. 第一次石油危機の勃発と二つのプロジェクトの共存： 複数の原子力ヨーロッパの固定化—石油危機による 原子力への傾斜

1973年秋には、欧州のエネルギー事情や戦後の経済成長に大きな影響を与える事件が勃発した。それは、エジプトとシリアがイスラエルをユダヤ教の聖なる日たる「贖罪の日（ヨム・キプール）」に攻撃したことで口火が切られた第四次中東戦争に始まる第一次石油危機であった。それは、他の欧州諸国もふくめて「栄光の三十年（Trentes glorieuses）」と呼ばれたフランスの戦後の著しい経済成長を終わらせ、他のヨーロッパ諸国も主に経済面で大きく影響を受け、成長率の減少・失業の増加などにみられる経済の停滞（スタグネーション）とインフレを組み合わせた「スタグフレーション」という造語まで生まれた。日本へのインパクトもトイレットペーパー買占めのようなパニック現象とともによく知られている。そしてこのような国際経済の混乱を受けて、それまで不定期にしか行われてこなかった首脳会議の定例化（G7や欧州理事会）も実現されていくのである<sup>(58)</sup>。

そのような激変の中、Eurodif計画は進展を見せた。1973年11月23日には、Eurodif計画が省間委員会において承認され、南仏トリカスタン（Tricastin）が工場設置場所として、74年1月には決定されることになる。このような判断には、英独蘭がURENCOプロジェクトに傾斜する中、フランス独力では濃縮ウラン供給が追い付かず、白伊西の協力の必要性を再

---

(58) 石油危機をめぐる日本外交については、白鳥潤一郎『「経済大国」日本の外交』（千倉書房、2015年）を参照。



確認したことによる<sup>(59)</sup>。さらに緊急事態という状況にかんがみて、「可能な限り早く、広く、濃縮ウランの調達を12月のサミット（筆者註：コペンハーゲン欧州理事会）の際に行う」提案もなされた<sup>(60)</sup>。

しかし、問題となってくるのは、共通エネルギー政策との関わりであった。EurodifとURENCOに分裂している状況をいかにして考えるべきか。URENCOは、1971年に成立しており、共通エネルギー政策との観点でいえば、特にフランスは、URENCOの存在を好ましいとは考えていなかった。しかし、共同体の新パートナーで、第一次ロメ協定（アフリカ、カリブ海、太平洋諸国とECの間で結ばれた協定）<sup>(61)</sup>など早速共同体の政策に影響を及ぼしはじめていたイギリスの立場を尊重せざるを得ず、URENCOの存在を許容することになった。そこで、両者の統合の可能性を残しつつ、情報共有や両者のコンタクトの継続ということで、フランスの省間委員会は結論を出したのであった。同委員会は、「将来」、「ウラン濃縮のための最適な解決を模索するために両者のコンタクト」促進の継続を提案したのである<sup>(62)</sup>。これは、フランスの現状維持への意志のあらわれとみることができる。また、URENCOも共同体内のプロジェクトであり、それを取り込むことで、供給量という点からエネルギー安全保障を図る戦略の一環としても捉えることができる。

なお、ECが域外との濃縮ウラン契約を多角化していたことも、EurodifとURENCOの拙速な統合を放棄することを後押ししていた。アメリカからの濃縮ウラン提供契約は契約形態の変更（10年という長期契約の場合、

(59) Frédéric Turpin, *Pierre Messmer* (Paris: Perrin, 2020), pp.263-265.

(60) DDF, 1973, tome I, No.307.

(61) 第一次ロメ協定の位置づけについては、拙稿『ヨーロッパ統合と脱植民地化、冷戦』（吉田書店、2018年）第五章第四節を参照。仏独を中心に詳細な一次史料の検討から研究したものとしては、Lili Reyels, *Die Entstehung des ersten Vertrags von Lomé im deutsch-französischen Spannungsfeld 1973-1975*. Baden-Baden: Nomos, 2008.

(62) MAE, DE-CE, 931, Note du SGCI, Paris. 01.03.1974.

価格が変動する可能性)にもかかわらず一定程度継続することになったが、デタント(緊張緩和)の状況を活用して、ECは、それと並行して、ソ連からの濃縮ウラン供給を模索することとなった。しかし、事は簡単ではなかった。ECに先立って、フランスはソ連の「テクサナベクスポート(Technabexport)」という濃縮ウラン貿易を管理していた機関と協定を結んでいた。しかし、ユーラトム条約6条に定められているユーラトム供給機関(Supply agency)が参加していないことを理由に欧州委員会がその契約を無効とした判断をECの裁判所たるECJ(欧州司法裁判所)が支持したのである。その後、フランス政府は、そもそもユーラトム供給機関は法的に存在しないと主張するなど、事態は紛糾したのである。最終的には、Technabexportのヴォルチュコフは、ユーラトム供給機関が署名することを前提条件とすることに同意した。これによって、問題はなんとか解決した<sup>(63)</sup>。このプロセスは、フランスなど加盟国のユーラトム軽視を示したものであったが、1970年代後半から80年代前半にかけて、ドイツの電力会社の原発を中心にソ連からヨーロッパ向けにかなりの量の濃縮ウランが供給されたこと<sup>(64)</sup>は、効率化の目的のために濃縮ウラン事業の統合を可及的速やかに行う必要性を幾分減らしたことはたしかである。

結局、EurodifとURENCOをつなぐ制度としては、濃縮ウラン常駐委員会(COPENUR)設けられた。これは欧州委員会の管理下に置かれ、発電能力の向上の模索や利害関係者のイニシアティブのコーディネートなどが職務とされた。Eurodifのイニシアティブをとっていた原子力庁の高官を派遣したフランスだけでなく、英独蘭もURENCOからハイレベルの職員を送った<sup>(65)</sup>。その中で、EurodifとURENCO両者の統合を検討する会

---

(63) Beers, *op.cit.*, pp.263-267.

(64) Euratom Security Agencyの年次報告書を閲覧したBeersによれば、1974年から85年までの間、4683トンの濃縮ウラン供給の契約が結ばれたという。Beers, *op.cit.*, p.265.

議も検討されたことを考えれば<sup>(66)</sup>、共通エネルギー政策を長期的な目標として推進するという政治的意志は弱まりつつも、持続していたと考えてよい。

## おわりに

以上、本稿では、転換期にあったフランスの原子力政策の変遷をヨーロッパ諸国との関係に注目して、概観してきた。「原発大国」<sup>(67)</sup>としてのフランスは、1960年代後半から70年代前半にかけて築かれており、それは、メスマール計画のような一国レベルが中心であったといえる。しかしながら、フランスはユーラトムや Eurodif といったヨーロッパの枠組みも同時に重視しており、その背景として、共通エネルギー政策、共通産業政策の追求があった。ヨーロッパは、統合の停滞を打破するという目的にとどまらず、戦後のアメリカのジュニアパートナーとも呼べる地位からの脱却を目指しており、そのような世界戦略の実現のためにも、様々な政策分野での協力の深化や拡大を具体的目標に掲げていたのである。そして、一定程度、そのような試みは実現することになる。URENCO が並行して存在し統一的な体制が打ち出せない中でも、Eurodif の始動がなされ、Eurodif と URENCO の共存が定着していくからである。それは共通エネルギー政策が徐々に形をとっていく中で、重要な一里塚であったように思われる。その意味で、本稿であつかった歴史は、今日の EU のエネルギー政策を検討

---

(65) Beers, *op.cit.*, pp.270-274.

(66) *Ibid.*, p.272.

(67) なお、フランスのマクロン大統領（当時）が2022年2月10日に発表した原発新規6基を建設する計画は、フランソワ・オランド前大統領が掲げた減原発路線（電力における原発のシェアを5割程度に縮小するというもの）の転換とみられることもある。最近の動きをふくめても、基本的には、フランスのエネルギー生産・消費における原子力の役割が大きいという構図は変わっていないと考えられる。

する上でも、視野におさめておくべきものかと思われる。

第二に、フランスの動きの説明をまとめておきたい。フランスの指導者は、エネルギー革命への対応と自国の国際的威信の維持のため、自身の欧州統合におけるリーダーシップを維持しながらも URENCO<sup>(68)</sup>を許容するプラグマティズム・柔軟性を持っていた。それだけではなく、需要を確実に満たすというようなある意味では経済的・エネルギー安全保障に基づく計算も背景にみられた。このような複合的動機から、フランスは、一国レベルとヨーロッパレベルの原子力政策を並行して推進していったのであった。

Eurodif は、今日フランスに本社がある多国籍企業オラノ (Orano) が所有し、濃縮ウラン事業の点では、ライヴァルたる URENCO に水をあけられている。2020年のデータでは、URENCO は、世界での濃縮ウラン生産能力の2割を占める一方、オラノを中心とするフランスは約1割を占めるのみである<sup>(69)</sup>。その意味では、濃縮ウラン生産において、Eurodif は存在感を弱めているといえるかもしれない。1970年代後半から現在に至るまでのフランスおよびヨーロッパの原子力政策・エネルギー政策についての考察は今後の課題である。また、フランスの NPT (核不拡散条約) 非加入 (1992年加入) の立場と濃縮ウラン問題との関係については、論じることができなかった。それらの点については、別稿に譲りたいと思う。

[注記] 本稿は、2022年4月23日時点のものである。その後、欧州委員会は、

---

(68) 威信の確保という点では、同時期に進んでいたフランスおよび EC での高速増殖炉開発においても顕著であるように思われる。この点に関しては、小島智恵子「フランスにおける初期の核燃料サイクルの歴史」若尾祐司・木戸衛一編『核と放射線の現代史』(昭和堂、2021年)

(69) <https://world-nuclear.org/information-library/nuclear-fuel-cycle/conversion-enrichment-and-fabrication/uranium-enrichment.aspx> (2022年4月12日最終閲覧) ちなみに世界の四割近くを占める最大のキャパシティを持つ国は、ロシアである。

ロシアからの石油や天然ガスの禁輸オプションについて言及した。

〈主要参考文献〉

- 岩間陽子『核の一九六八年体制と西ドイツ』（有斐閣，2021年）
- 川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序』（創文社，2007年）
- 小島智恵子「フランスにおける初期の核燃料サイクルの歴史」若尾祐司・木戸衛一編『核と放射線の現代史』（昭和堂，2021年）
- 小島智恵子「フランス・マルクールサイトの歴史」若尾祐司・木戸衛一編『核開発時代の遺産』（昭和堂，2017年）
- 小堀聡『日本のエネルギー革命』（名古屋大学出版会，2010年）
- 小堀聡「高度成長期日本の原子力政策：軽水炉導入とナショナル・プロジェクト創設」『経済科学』17-37頁（2021年）
- 黒田友哉「フランスとユーラトム」『日本 EU 学会年報』28号（2008年）
- 黒田友哉『ヨーロッパ統合と脱植民地化，冷戦』（吉田書店，2018年）
- 黒田友哉「フランスと原子力」渡邊啓貴・上原良子編『フランスと世界』（法律文化社，2019年）
- 合六強「冷戦変容期における大西洋同盟，一九七二-七四年—NATO 宣言を巡る米仏の動きを中心に—」『国際政治』164号（2011年）
- 白鳥潤一郎『「経済大国」日本の外交』（千倉書房，2015年）
- 妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺』（晃洋書房，2011年）
- 武田悠『「経済大国」日本の対米協調』（ミネルヴァ書房，2015年）
- 津崎直人『ドイツの核保有問題』（昭和堂，2019年）
- 中屋宏隆「1960年代西ドイツにおけるエネルギー転換と独仏エネルギー協議の開始」『南山経済研究』（2019年）
- トプシュ，セジン『核エネルギー—大国フランス』（エディション・エフ，2019年）（原著）Topçu, Sezin, c2013, *La France nucléaire : l'art de gouverner une technologie contestée*, Paris : Seuil.
- ヤーギン，ダニエル著，伏見，威蕃訳『探求：エネルギーの世紀（上・下）』（日本経済新聞出版社，2012年）（原著）Yergin, Daniel, *The quest : energy, security, and the re-making of the modern world*, London : Penguin, 2012.
- 山本健「『ヨーロッパの年』の日欧関係，1973-74年」『日本 EU 学会年報』32号（2012年）
- ローズ，リチャード著，秋山勝訳『エネルギー400年史：薪から石炭，石油，原子力，再生可能エネルギーまで』（草思社，2019年）（原著）Rhodes, Richard, *Energy*, New York : Simon & Schuster, 2019.
- 協阪紀行『欧州のエネルギーシフト』（岩波新書，2012年）

- Badel, Laurence, 2021. *Diplomaties européennes, XIVe-XXIe siècle*, Paris : Presses de Sciences Po.
- Bajon, Philip, 2012, *Europapolitik "am Abgrund"* Franz Steiner Verlag.
- Bertrain, Alain, 2003, "La question énergétique en France de 1960 à 1974 : dépendance, crise et rôle de l'Etat", in Eric Bussière (dir.) *Georges Pompidou face à la mutation économique de l'Occident 1969-1974*, Paris : Presses universitaires de France.
- Bussière, Eric et Willaert, Emile, 2010, *Un projet pour l'Europe : Georges Pompidou et la construction européenne*, Bruxelles : Peter Lang.
- Bossuat, Gérard, 2007, *Faire l'Europe sans défaire la France*, Bern : Peter Lang.
- Garavini, Giuliano, 2019, *The Rise and Fall of OPEC*, Oxford : Oxford University Press.
- Hecht, Gabrielle, 1999, *The Radiance of France*, Cambridge : MIT Press.
- Kuroda, Tomoya, 2020, "French energy policy and Europe, 1955-1965" in 専修大学法学研究所紀要『政治学の諸問題 X』(The CLPS Annual Review, X)
- Loth, Wilfried, 2017, *Building Europe*, Oldenbourg : De Gruyter.
- Reyels, Lili 2008, *Die Entstehung des ersten Vertrags von Lomé im deutsch-französischen Spannungsfeld 1973-1975*. Baden-Baden : Nomos.
- Turpin, Frédéric, 2020, *Pierre Messmer*, Paris : Perrin.
- Vaïsse, Maurice, c2009, *La puissance ou l'influence?*, Paris : Fayard.
- Warlouzet, Laurent, 2022, *Europe contre Europe*, Paris : CNRS Editions.